

# 靈異記引用經典の考察

露 木 悟 義

(一)

靈異記が、經典を引いている場合、經文の字句を比較的忠実に引く場合と、抄録もしくは大意を引くといった場合とがある。そして、それらは、本經から引かれた場合と、本經に拠らず他經から孫引かれたという二つのケースを見ることが出来る。

靈異記には、説話を語ったあとに多くの場合教説部が付随して載せられている。これはおそらく、編者景戒の筆にかかわるもので、そこに所見される經典類の少なくないことをもって、景戒の学識の広さを云々する人もある。しかし、それが當を得た意見でないことは、すでに禿氏祐祥氏が『日本靈異記』に散見する經論の題号が可なり多方面に亘つてゐるのを見て景戒は学識あり博覧であると速断してはならない。(仏教研究一・二、S.12・7「日本靈異記」)と指摘された通りである。靈異記百十六話中教説部に所見される經典はのべ四十數經を数える。しかし、四分の一を占める十經が涅槃經からの引用であり、所出經卷は半数の二十數經にとどまる。(拙稿「景戒の依拠した經典」P.12)しかもなお、その中には、本經に拠らず二、三の經典から孫引かれた經典も少なくないことから、景戒の使用した經典はぐっとし

ばられてくる。靈異記教説部の引用には、かなり忠実なる字句の引用されている例と取意もしくは抄出した引用例とがあり、また、本經から引いたと思われる例と本經によらず他經から孫引いたと思われる例とがあり、そのどっちともいい難いものも少なくない。そこで、かなり便宜的ではあるが、次のように分けて考えてみた。

A、本經から引いたと思われるもの

- ①上11 顔氏家訓
- ②上19 法花經
- ③上27 涅槃經
- ④上29 //
- ⑤中10 善惡因果經
- ⑥中17 涅槃經
- ⑦中19 //
- ⑧中22 //
- ⑨下14 千手經
- ⑩下15 丈夫論
- ⑪下18 涅槃經
- ⑫下20 法花經

⑬下23 大般若經  
(二)本經・他經ともになし(含經不明)

⑭上18 善惡因果經

- ⑮中1 僞慢經
- ⑯中18 法花經
- ⑰下27 涅槃經

(三)經とのみあるもので一經に抄出

- ⑱上23 經
- ⑲上30 經
- ⑳中27 經
- ㉑下26 經
- (四)經・書伝・經論とのみあるもので一切に所見せず
- ㉒中41 經
- ㉓下2 書伝
- ㉔下33 經論

(二)

Aは、本經、すなわち「法花經に云はく」と引かれた文章か法華經に見出せるケースを抜き出したものである。十五經のうち、涅槃經七、法華經三、他五經で、十五例中使われている經典は僅かの七經、極めて使用されている經典の少ないことが知れる。

Bは、⑯から⑳までの十經、「大方等經に云はく」と引きながら、實際は、大方等經に拠らず他の經典からの孫引きをしているという例。それらのうち、大丈夫論・成実論を除く八經がすべて梵網經古述記に拠っていることが明らかである。ここでは、景戒の依拠

- ⑮下28 (涅槃經)
- ⑭下29 法花經
- ⑬下33 像法決疑經
- B、他經から引いたと思われるもの
- ⑫上20 大方等經
- ⑪上29 大丈夫論
- ⑩中7 不思議光菩薩經
- ⑨中9 大集經
- ⑧中10 涅槃經
- ⑦中32 成実論
- ⑥下4 長阿含經
- ⑤下18 律
- ④下33 十輪經
- ③下33 義解
- ②下33 義解
- C、その他
- (一)本經にのみ抄出
- ②中5 泉奈耶經
- ①中5 最勝王經
- ②中13 涅槃經
- ②中42 //
- ③下14 方広經
- (二)本經および他經に抄出
- ①上13 精進女問經
- ②中30 出曜經
- (三)本經になく他經に抄出

した經典が二經ないし三經でしかないことを表明している。

Cは、A Bのように字句の引用が鮮明でなく、經典名すら不明のものもあり、はたして、ここにあげた經典から引かれたものであるかどうかは疑われるものが多く、「經に云はく」とあって經典名を明記しないものが多い。十九經のうち涅槃經三、經、經論、書伝とのみで經名を明記しない七例を除くと九例が残る。九例のうち②③⑦の三例は概当する文節が本經に見あたらず他經にも求むべくもない。また、⑤も經が現存しないためか、概当する經典が求められない。⑩⑪は法苑珠林もしくは諸經要集からの孫引きのケースで、残る三經④⑥⑧に、はじめ別扱いにした涅槃經(②③)、⑤は本經他經ともに文節見あたらず」と孫引き經典を一つとして考えたとわずか五經が景戒の所用經典となる。

こうして、A B C三ケースから割り出された景戒の所用經典はわずかに十三經、孫引き經典三經を除くと十經にとどまる。いかに少ないものであるかが知れよう。そして、A七經(涅槃經・法苑珠林・善惡因果經・千手經・顏氏家訓・丈夫論・像法決疑經)を疑いもなく「本經から引かれたと思われるもの」として分類したが、はたして、間違いないであろうか。Bであげたケースのように、古述記や諸經要集のような經典からの孫引きを考えることは不可能なのか。そう質問されると確答できかねる。なぜか、それは第二の古述記が、つまり孫引き經典がどこかにひそんでいないと断言できかねるからである。それは、本經から引かれたものと考えられるものうち、他經とはば同文という例が見出せる(上11・下33)上に、他經から引かれたものと考えられるものうち、本經とはば同文という例が見出せる(上29・中32)からである。また、中巻10

においては勿論、(4)のそれぞれにもほぼ間違いなく本經の文からの引用であることが証明できよう。たとえば、上巻19の

法苑珠林云、若有唾唾之者、当世牙齒疎欠、醜唇平鼻、手脚皴戾、眼目角戾、眼目角皴者、其斯之謂矣。

は、卷七普賢菩薩勸發品第二十八(大正藏九・六二・上二〇)の若有唇笑之者。当世世牙齒疎欠。醜唇平鼻。手脚皴戾。眼目角皴。

の一文からの引用であることは間違いなく、「笑」を「咲」に「世世」を「世」に「角疎」を「角皴」にされているのは、景戒もしくは写本過程に生じた誤脱異同であって、他經からの孫引きのために生じた誤脱ではあるまい。

(4)の二經にはやや問題がある。①上11は、如三顏氏家訓云、昔江陵劉氏、以壳鯽菜為業、後生一兒、頭具是鯽、自頸以下方入身一者、

江陵劉氏壳鯽菜為業後生一兒頭(珠本有)是鯽自頭以下方為人耳の一文を引いたものと思われる。しかし、禿氏祐祥氏は法苑珠林からの引用であると考え、「昔」も法苑珠林の「梁時」の簡略句とみておられる。(前掲書)しかし、法苑珠林では、

梁時江陵劉氏。以壳鯽為業。後生一兒。頭具鯽。自頸以下方為人耳(卷七十三 十惡篇教生部第四、引証部 第二 大正藏五三・八四一・中三二二)

とあり、「鯽」の字を落している。これは、法苑珠林の拠った(右七)弘明とある広弘明集(大唐西明寺沙門撰)の慈濟篇序卷第二十六(P29)江陵劉氏以壳鯽為業。後生一兒。頭具是鯽。自頸已下。方為人耳によったため、異本間にも異なる。「是」の字を法苑珠林が

涅槃經云、雖復人獸尊卑差別、宝命重死、二俱尤異云々。なる一文は、被齋の攻訖によると、一切大衆所問品に載すというが、大正藏經P 474に所載する北涼天竺三藏曇無讖訳大般涅槃經一切大衆所問品第五には、それらしき文章が見あたらない。しかし、これは、間違いなく

如涅槃經。仏告阿闍世王言。 大王汝王宮中常勸屠羊。心初無懼。云何於父恒生懼心。雖復人獸尊卑差別。宝命重死二俱無異。若中彼壽尽刺那殺如何得罪。 涅槃經十經のうち九經までが、すべて本經から引かれたものと考えられるのに、どうして一經だけが古述記に拠っているのであるか。また、孫引き經典八經のうち、この涅槃經だけがA群にみられる經典であるという事実は、いったいなにを意味するのであろうか。

(三)

Aの本經から引いたと思われるもの十四經典を引用のしかたによって分けてみると次のように分類することができる。

- (1) 全く同文のもの……③④⑤⑥
- (2) やや異なるが殆ど同文のもの……②⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫
- (3) かなり相異がみられるが取意のもの……⑬⑭
- (4) 他經にも類似文がみられるもの……①⑮
- (5) いまでは本經にのみ所見されるもので、他經には一切類似文を発見できない。したがって(4)の全く同じ文章である⑧④⑧⑯の文

落しているのも禿氏氏説を弱める。⑮下33の、

像法決疑經云、未來世中、俗官莫令使比丘輸正稅。若稅奪者、得罪無量。一切俗人、不得乘騎三寶牛馬。不得得羅打三寶奴婢及以六畜。不得得受三三三寶奴婢禮拜。若有犯者、皆得三犯咎云々。

の一文は法苑珠林、諸經要集の引く如像法決疑經云。乃至一切俗人不得貴賤。不得得打三三三寶奴婢畜生及受三三三寶奴婢禮拜。皆得殃咎。(法苑珠林卷第十九、大正藏五三・四二六下 諸經要集卷第三、大正藏五四・二八・上二九三)

の文に近いがやはり本經のやや長文であるが、未來世中一切俗官不信罪福。稅奪衆僧物。或稅畜生穀米乃至一毫之物。或驅使三三三寶奴婢。或乘三三三寶牛馬。一切俗官不得得打三三三寶奴婢畜生。乃至不得受三三三寶奴婢禮拜。皆得殃咎。何況驅策得打。告諸俗官。若有禁防刻羅輸稅之處。慎莫令比丘輸稅。若欲稅出家人者得罪無量。

の取意であることはほぼ間違いなからう。法苑珠林・諸經要集の載せてない「一切俗官不信罪福。稅奪衆僧物。云々」という文章を靈異記に「俗官莫令使比丘輸正稅。若稅奪者、得罪無量」と載せていることからそれがいえそうである。

(四)

B、他經から孫引いたと思われるものについては、一部拙稿(前掲)で言及した。十經中八經までが梵網經古述記の引用で、残り二經⑩⑪は諸經要集もしくは法苑珠林からの引用と考えられる。古述記から引かれたものには疑うべき点がない。ほぼ一字一句を巡る引用

であるといえよう。しかし、⑰⑱は、にわかに孫引きと決めかねる点が多い。ただ、「大如地」(上29)を「如大地」に「負債」(中12)を「無債」に本経では伝えているのに対して、法苑珠林・諸經要集にはいずれも靈異記と全く同じ配字をしていることが決め手となりそうである。それでは、法苑珠林・諸經要集いずれの方に景戒は拠つたのであろうか。右二経からでは決め手はつかめない。そこで、靈異記の文を兩書に求めて得られた上11・13・20・29、中9・30・32、下15・33・33の十経を検討してみよう。上11、下15、下33(像法決疑經)が本経によつたことはすでに述べた。上20・中9・下33(十輪經)が古事記から引かれたことも述べた。残るのは上13・29中30・32の四経。この四経のうちの上29・中32は、ともに一字一句違わぬ文であることを既述した。それでは残る二経においてはどうか。これも全くの同文であつて判別の基準を見い出せない。

諸經要集は、唐の道世の撰するところで二十卷、梁の宝暉の釋律異相に倣つて成されたものという。後、これを大成したものが法苑珠林百卷であるというから、その成立時期は、前後十年を隔てないときのものである。七世紀の中葉に編まれた二書が本朝に渡来した時期は詳しく知るべくもないが、仁明天皇の承和六年(836)入唐沙門円行請来目錄にみえる記録よりはるかに早くからそれらは渡来していたものとみたい。さすればこそ、下巻38に語る景戒の夢のくだりも理解されよう。しかし、靈異記に形響のあとを求むるに、字句の上からはなんらその影を見出せない。大屋徳城氏は、靈異記の引用している各種の經典は、諸經要集に得たものである(国訳一切經本(靈異記解題P8))と述べておられるが、それは正しいとはいえない。しかし、古述記と同様に諸經要集が景戒の所用經典の一つであつたことに疑いを入

れることは、今のところできそうにない。同様にして、法苑珠林も孫引き經典の一つとして加えておかねばならないが、私はさらに、一・二の孫引き經典の存在を推測したい。それらは現在すでに失われてしまったか、もしくはまだわれわれの所見し得ないまま存在するものであると仮定する。Cにみえるような取意抄出と目される文章は、必ずやそれらの經典の中にもみ出されるものであつて、本経にも他経にも文章の見つからない上18・中18、下27、本経にのみ抄文のみられる中5の二文、中13、中42、本経および他経に抄文のみられる上13・中30、本経になく他経に抄文のみられる下23などの文章は、それらの經典の中にもみ出されるものと確信する。さすれば經典の詳らかでない備慢經(中1)や方広經(下14)を加えて、景戒の所用經典として考えてきた精進女問經・惡因果經・鼻奈耶經・最勝王經出曜經などの經典も、孫引き經典から得られたものと考えることができ、景戒の所用經典は大きくしぼられて、涅槃經・法華經を含めたほんの僅かな經典と、古述記などの注釈經典に限られることになり、景戒の出自とあわせて、靈異記の性格が大きく浮彫りにされてくる。